

令和 8 年度
(令和 7 年度実績報告)

事業概要

さいたま市障害者更生相談センター

目 次

第1 さいたま市障害者更生相談センターの概要

1	名称及び所在地	1
2	設置目的	1
3	沿 革	2
4	施設の概要	2
5	組織及び職員配置	3
6	さいたま市障害者更生相談センター条例	4

第2 業務の内容（身体障害・知的障害）

1	実施業務	5
2	判定相談業務の日程	5
3	ケースカンファレンス・判定会議	5
4	更生相談の流れ	6
5	入所調整の流れ	8
6	訪問事業	9
7	その他の地域支援	13
8	研修会の開催等	14
9	手帳認定	17

第3 相談・判定等取扱い状況（身体障害・知的障害）

1	身体障害者更生相談件数	19
2	知的障害者更生相談件数	23
3	手帳交付件数	25

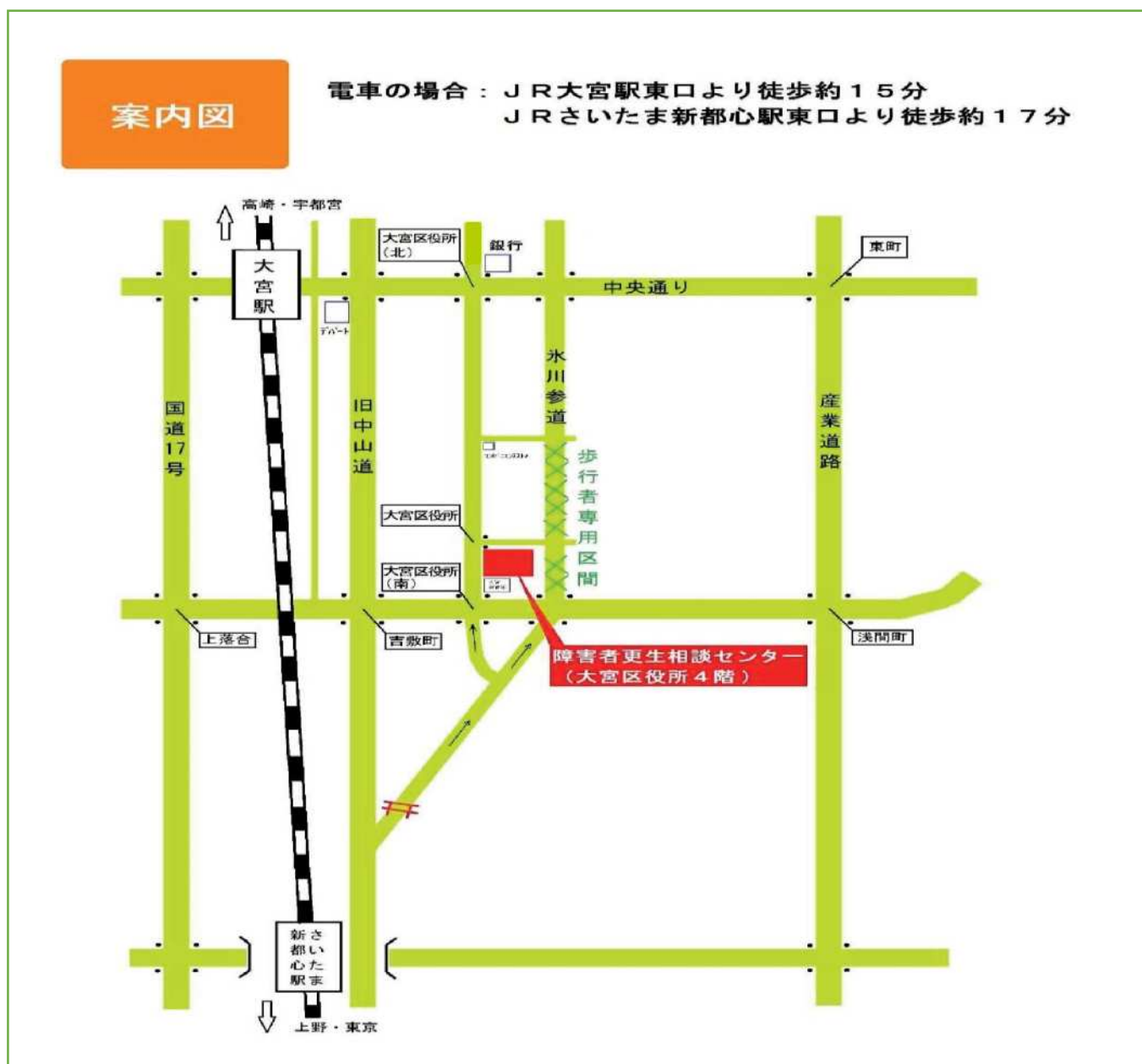
第4 高次脳機能障害者に関する事業及び相談件数

1	高次脳機能障害者支援係（高次脳機能障害者支援センター）の事業内容	26
2	研修会の開催等	27
3	普及啓発	28
4	グループ活動	29
5	高次脳機能障害に関する相談件数	29

第1 さいたま市障害者更生相談センターの概要

1 名称及び所在地

- (1) 名 称 さいたま市障害者更生相談センター
- (2) 所在地 〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1（大宮区役所4階）
- (3) 電 話 048-646-3128 FAX 048-646-3163
e-mail syogaisha-kosei-sodan@city.saitama.lg.jp



2 設置目的

身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所並びに知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所を一体的に設置し、総合的に運営することにより、身体障害者、知的障害者及びその家族等からの、専門的な知識及び技術等を必要とされる相談に応じ、その福祉の向上を図ることを目的とする。

3 沿 革

開設に先立ち、平成14年4月から平成16年2月まで埼玉県総合リハビリテーションセンターに職員を派遣し、補装具の処方及び適合判定、障害者手帳判定及び認定業務等の専門的・技術的部門の実務研修を実施し、併せて、平成15年4月に更生相談所準備室を設置し、開設の準備を進めた。

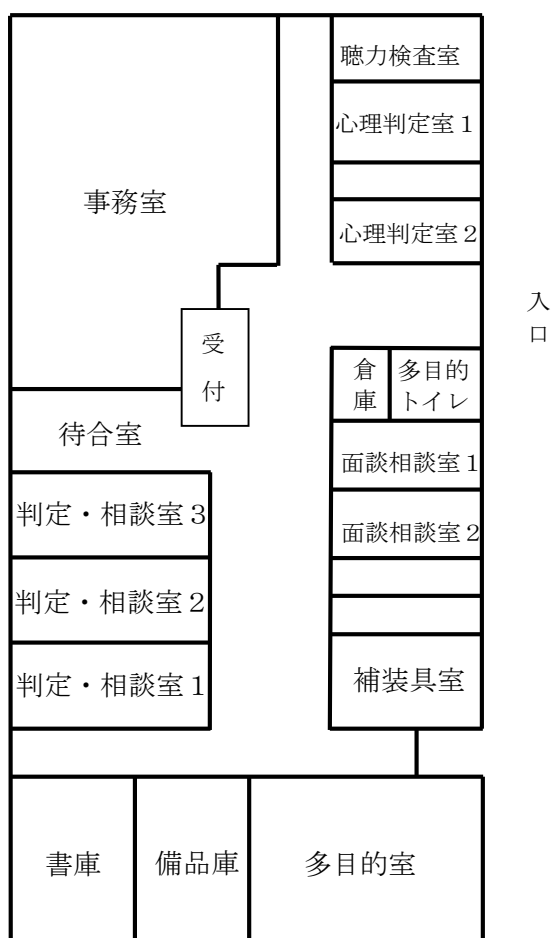
平成16年4月1日、更生援護の専門的・技術的部門の拠点として、機能が十分に発揮できることを念頭に、また、市内の障害者の実情、交通の利便性等を考慮し、大宮区役所4階に開設した。（令和元年5月新庁舎に移転）

平成25年度から高次脳機能障害者支援事業を開始し、令和元年5月7日に「高次脳機能障害者支援センター」を高次脳機能障害者支援係内に開設した。

4 施設の概要

- (1) 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階（大宮区役所）
- (2) センター専用部分 4階一部 435 m²

センター平面図



5 組織及び職員配置

令和7年4月1日現在

所長 1

身体障害係

所長補佐兼係長 1

一般事務 3

福祉 1

理学療法士 2

視能訓練士 1

保健師 1

(嘱託) 医師 1 5 肢体 : 7

内科 : 6 (心臓・腎臓・呼吸器・肝臓・小腸・感染症)

眼科 : 1

耳鼻咽喉科 : 1

(嘱託) 義肢装具士 3

(嘱託) 作業療法士 2

(嘱託) 理学療法士 1

知的障害係

所長補佐兼係長 1

福祉 3

心理 2

(嘱託) 精神科医 4

高次脳機能障害者支援係 (高次脳機能障害者支援センター)

所長補佐兼係長 1

心理 1

精神保健福祉士 1

言語聴覚士 1

(嘱託) 精神科医 2

(嘱託) 作業療法士 1

6 さいたま市障害者更生相談センター条例

平成15年12月25日

条例第72号

改正 平成18年3月23日条例第12号

平成25年3月19日条例第8号

平成30年12月27日条例第60号

(設置)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として、さいたま市障害者更生相談センター（以下「相談センター」という。）をさいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1に設置する。

(業務)

第2条 相談センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する業務（同法第10条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務に限る。）に関すること。
- (2) 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ロ及びハに掲げる業務に限る。）に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第2項及び第3項、第26条第1項並びに第74条に規定する業務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第8号抄）

附 則（平成30年12月27日条例第60号抄）

(施行期日)

この条例は、平成31年5月7日から施行する。

第2 業務の内容（身体障害・知的障害）

1 実施業務

- (1) 更生相談（身体障害者）
 - ア 補装具費（義手、義足、装具、車椅子、補聴器他）の支給に際して、その処方、仮合せ及び適合判定
 - イ 自立支援医療（障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、生活上の便宜を増すことを目的とした更生医療）の判定
- (2) 更生相談（知的障害者）
 - ア 療育手帳の判定
 - イ （判定内容をふまえた上での）知的障害者への理解や関わりに関する助言
- (3) 施設入所調整
指定障害者支援施設等入所の調整
- (4) 訪問事業（在宅）
福祉用具や家屋改修、介護方法などについて家庭訪問による専門的・技術的助言や臨床心理学・社会福祉学に基づいた助言
- (5) 訪問事業（施設）
障害者施設などに職員を派遣して、施設職員への専門的・技術的助言
- (6) 研修会の開催等
福祉事務所職員研修、専門技術研修、専門技術研修等への講師派遣
- (7) 身体障害者手帳認定・療育手帳の交付決定

2 判定相談業務の日程

内 容	実施日
肢体更生相談	月 7 回
知的更生相談（新規）	月 4 回
知的更生相談（再判定）	随時
聴覚更生相談	月 1 回
更生医療（内部）	腎臓：月 1 回、免疫：月 1 回、その他：随時
視覚更生相談	随時
電動車椅子走行チェック	随時

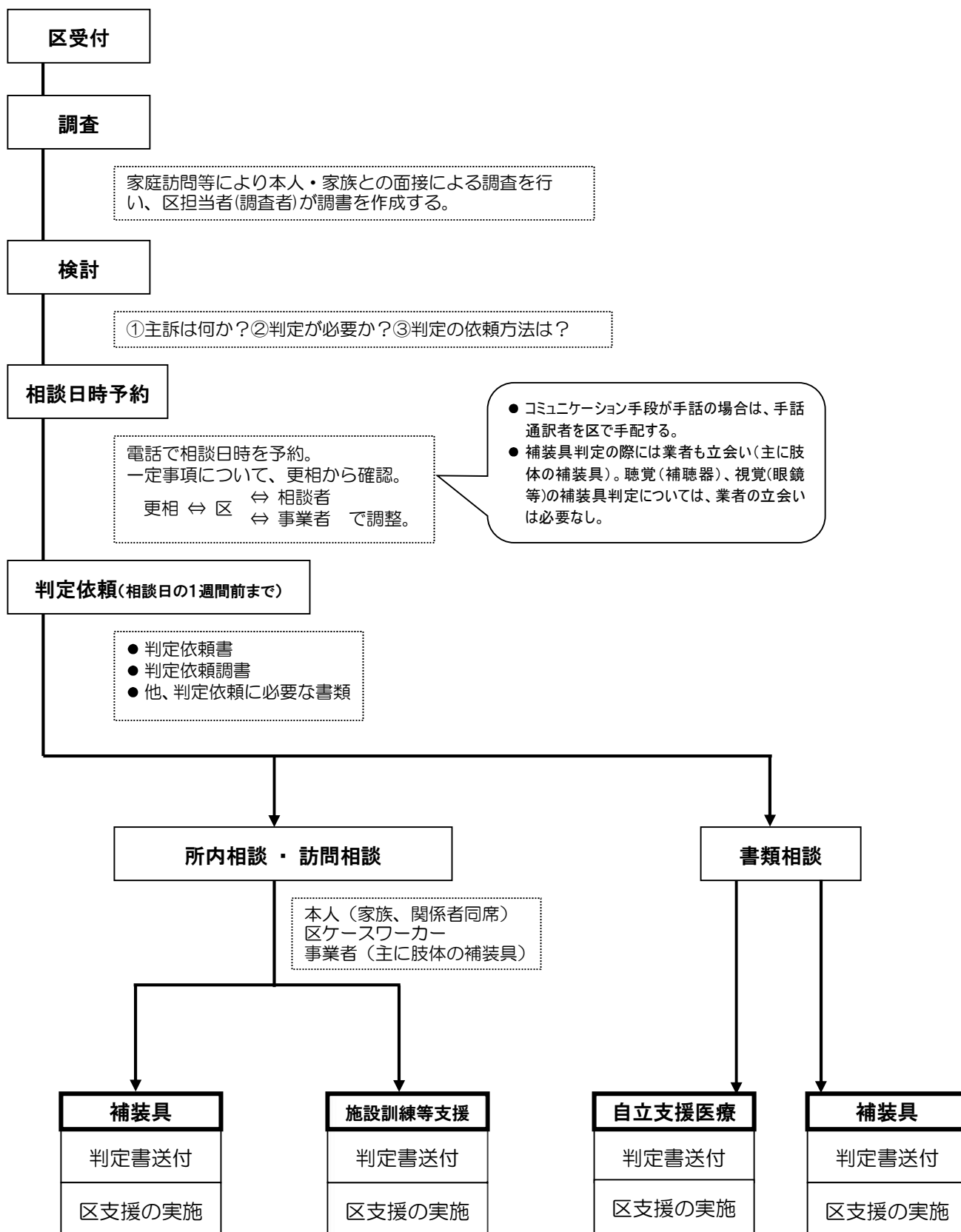
3 ケースカンファレンス・判定会議

肢体更生相談では、福祉事務所の判定依頼を受け、相談の約 1 週間前に、医学的、社会的状況などの情報をケースカンファレンスにて共有を行い、適切な補装具相談が行えるよう事前準備を行っている。

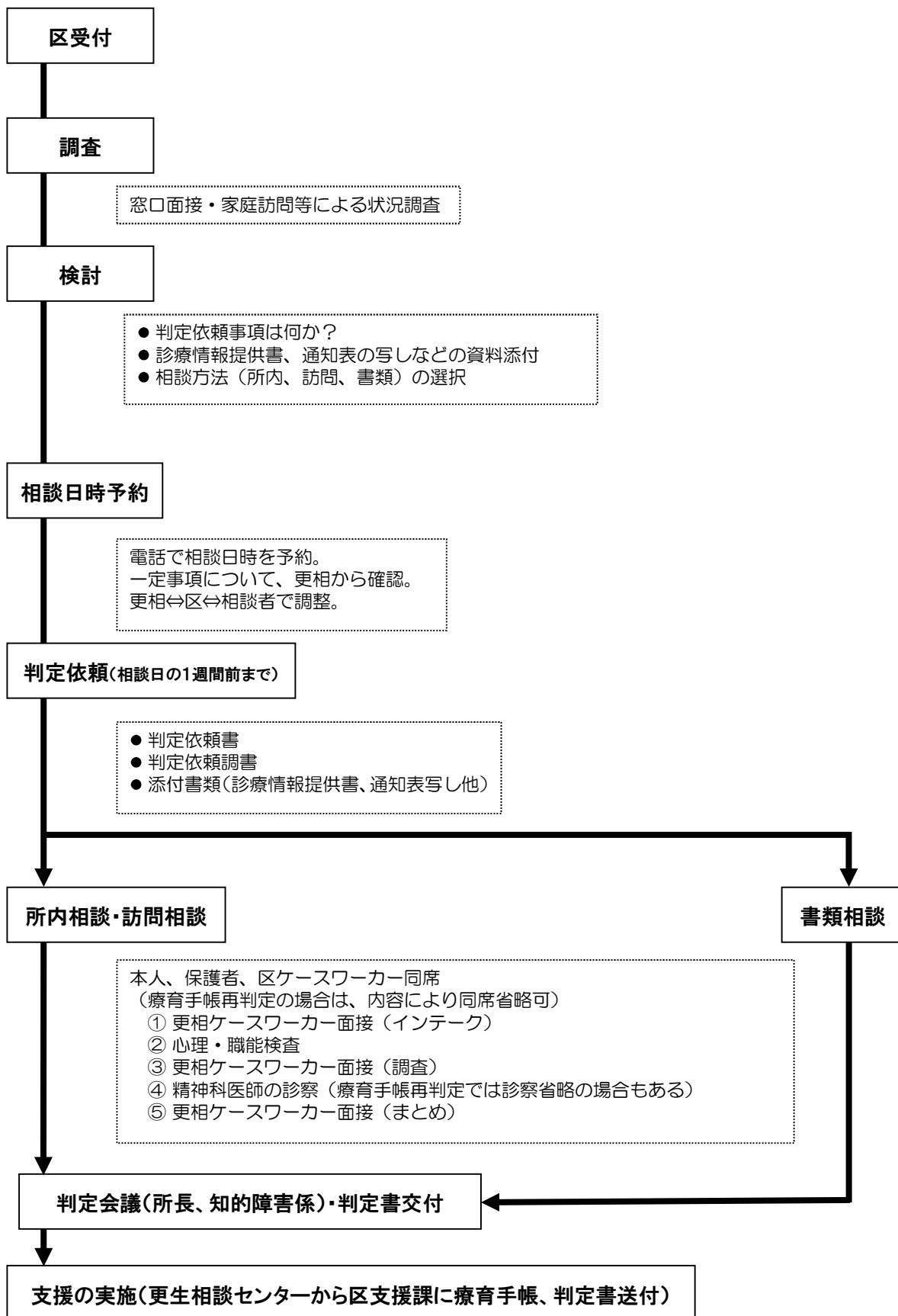
知的更生相談では、事前にケースカンファレンスを行い、判定後は全ケースに対して平均週 1 回開催の判定会議を行って最終決定している。

4 更生相談の流れ

(1) 身体障害者



(2) 知的障害者



5 入所調整の流れ

指定障害者支援施設等の入所の適正・公平な実施を期するため「埼玉県身体障害者関係指定障害者支援施設等入所調整実施要綱」及び「埼玉県知的障害者関係指定障害者支援施設等入所調整実施要綱」に基づいて実施している。

埼玉県からの調整会議通知を受け、各福祉事務所へ利用希望調査を求め、当センターがとりまとめたものを埼玉県へ送付している。

埼玉県総合リハビリテーションセンター		障害者更生相談センター		福祉事務所
調整会議開催通知	→	通知を受け各区に取りまとめ依頼	→	利用希望者調査、申請資料の作成
県内分取りまとめ	←	市内分取りまとめ・埼玉県へ送付	←	区内取りまとめ
↓				
調整会議開催(年4～5回)				
調整会議の結果通知	→	通知を受け各区に通知(障害支援課に情報提供)	→	本人に結果通知
施設欠員情報 施設から		直接 福祉事務所に連絡	→	本人に利用意思の確認
				↓
				支給決定(受給者証発行)
				↓
調整会議の結果表の更新	←	決定内容を取りまとめ、埼玉県に連絡	←	決定内容を連絡

施設入所調整件数・施設種別対象者数

施設種別	年度	調整者数	入所者数	待機者数
身体障害者関係 指定障害者支援施設	6年度	2	1	25
	7年度	0	0	25
知的障害者関係 指定障害者支援施設	6年度	16	6	222
	7年度	18	0	235

6 訪問事業

(1) 在宅身体障害者・知的障害者等訪問相談事業

身体・知的障害者又は身体・知的障害を有する者及びその家族等からの相談に対して福祉事務所等の職員が行う家庭訪問等に、センター職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、心理職等）が同行して専門的な助言等を行うことにより、地域の身体・知的障害者等の在宅生活の向上を図る。

事業の内容は、福祉用具、家屋改修、介護方法等に関する専門的な助言等の他、臨床心理学に基づいた面接、行動観察、諸検査、聴き取り調査等を通じ、個々に応じた支援・対応策について指導、助言を行う。ただし、機能訓練等、継続的な訪問は行わない。

在宅訪問相談件数

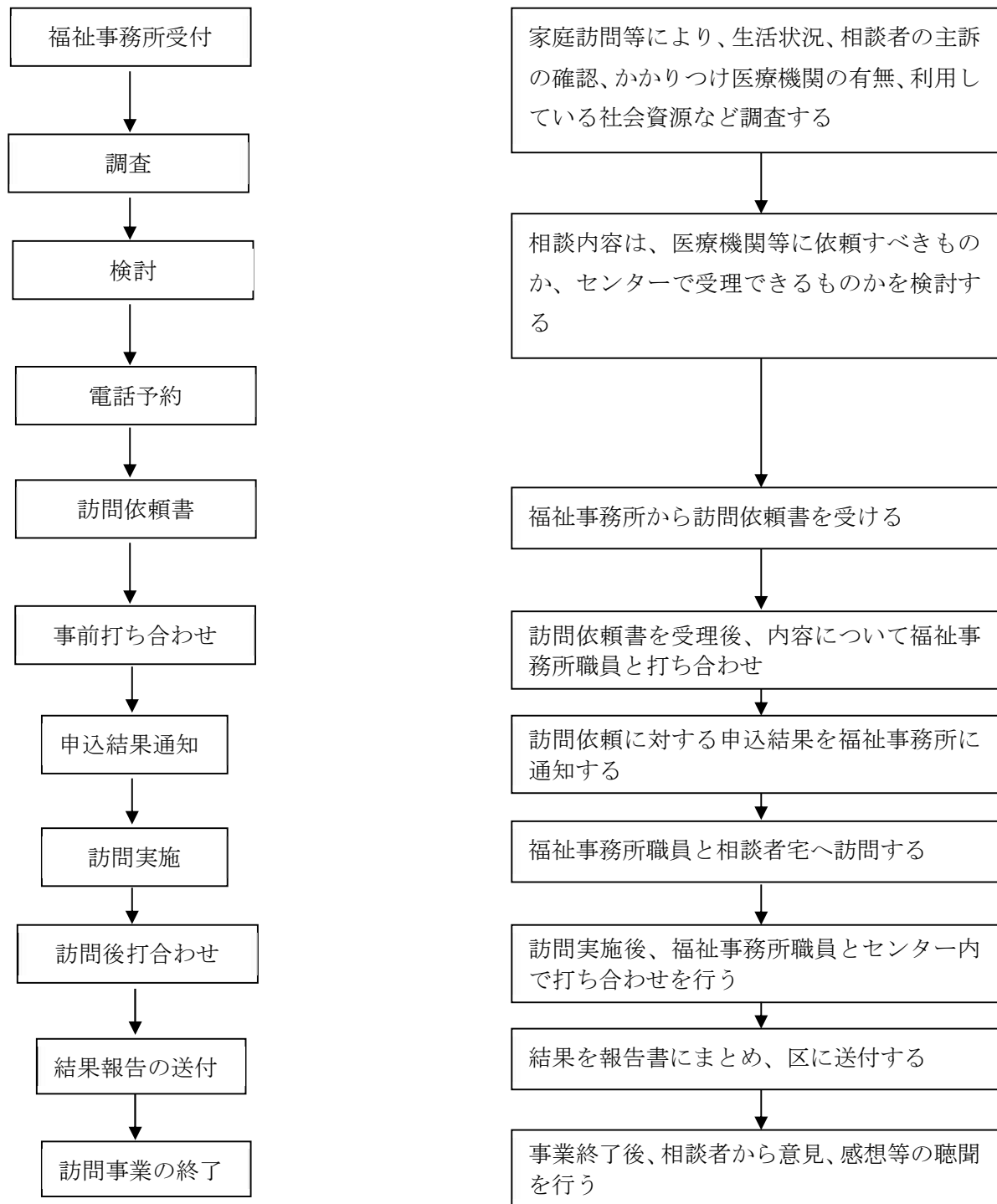
内容	疾患/障害名	相談件数		訪問延べ回数	
		6年度	7年度	6年度	7年度
コミュニケーション機器	筋萎縮性側索硬化症（ALS）	6	4	8	12
	多系統萎縮症	2	4		
	進行性核上性麻痺	0	1		
	抗 NDMA 脳炎	0	1		
	脊髄損傷	0	1		
	脳梗塞	0	1		
車椅子・電動車椅子	筋ジストロフィー症	1	1	8	5
	脳性麻痺	3	2		
	脊髄損傷	1	1		
	馬尾神経腫瘍	1	0		
	関節リウマチ（RA）	1	0		
	脊髄脂肪腫	1	0		
	脳梗塞	0	1		
義肢・装具	脳梗塞	1	1	7	1
	脳性麻痺	1	0		
	好中球多発血管炎肉芽腫	1	0		
	馬尾神経腫瘍	1	0		
	脳出血	2	0		
	頸椎症性頸髄症	1	0		
合計		23	18	23	18

※施設に訪問した場合でも、本人支援が中心であれば、在宅訪問で計上している。

（施設職員に対する支援は「施設訪問相談事業」として実施）

※電動車椅子の走行チェックについては判定の一環として行っているため、在宅訪問としての計上はしていない。

在宅訪問事業の流れ



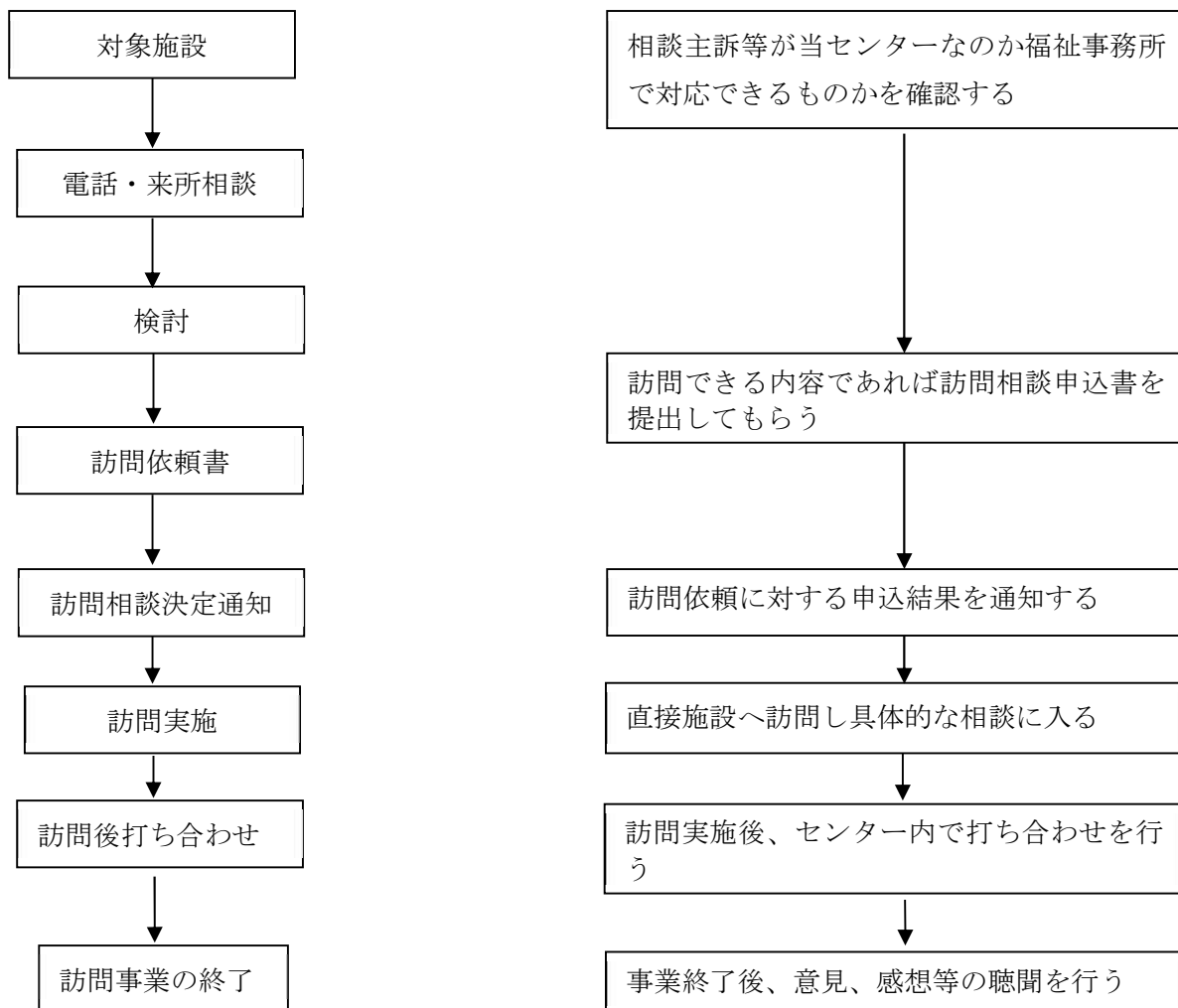
(2) 施設訪問相談事業

老人福祉施設、障害福祉サービス事業所、グループホーム、ケアホーム等にセンター職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、心理職等）が訪問して、障害者の特性理解と、対応方法の専門的な助言等を施設職員へ行うことにより障害者の福祉向上を図る。

施設訪問相談件数

対象施設	相談対象の疾患／ 障害名	相談 件数	訪問のべ 回数	訪問職員
障害福祉サービス事業所	知的障害	2	2	心理職・ケースワーカー

施設訪問事業の流れ



7 その他の地域支援

(1) サービス調整会議等への参加

区で定期に開催されるサービス調整会議等に、主に知的障害係員、高次脳機能障害者支援係員が出席して関係機関の支援を行っている。

出席回数：41 回

(2) 相談対応

身体障害に関する相談では、福祉事務所等から補装具や更生医療に関する問合せがあるため、福祉事務所向けに資料を作成し、情報提供を行っている。

知的障害に関する相談では、療育手帳の受付窓口からの問い合わせが主だが、本人・家族からの申し出により、判定結果を支援機関に情報提供するなどの対応も行っている。その他、知的障害者の生活面の相談を受けた福祉事務所や施設などへのアドバイスも行っている。

8 研修会の開催等

(1) 研修会の実施（身体障害係・知的障害係）

ア 新任職員研修

	研修内容	実施日	対象者	参加
第1回	①療育手帳～支援課での手続きを中心に ②療育手帳判定と知的障害の理解 ③高次脳機能障害～基礎的な理解と対応	5月22日	区役所支援課障害福祉係新任職員 障害者生活支援センター職員 障害福祉課新任職員 障害政策課新任職員	27名
第2回	①身体障害者手帳 ②更生医療 ③補装具費支給制度 ④補聴器 ⑤重度障害者用意思伝達装置 ⑥義肢装具 ⑦視覚障害 ⑧車椅子、姿勢保持装置	5月29日	区役所支援課障害福祉係新任職員 障害福祉課新任職員 障害政策課新任職員	12名
第3回	①身体障害者手帳 ②更生医療 ③補装具費支給制度 ④補聴器 ⑤重度障害者用意思伝達装置 ⑥義肢装具 ⑦視覚障害 ⑧車椅子、姿勢保持装置	5月30日	区役所支援課障害福祉係新任職員 障害福祉課新任職員 障害政策課新任職員	12名

イ 専門研修

研修名	研修内容	実施日	講師	対象者	参加
スキルアップ研修会 (業務説明会)	身体障害者手帳 更生医療 補装具 等	11月21日	身体障害係員	区役所支援課障害 福祉係職員 障害福祉課職員	8名
スキルアップ研修会 (オンライン 業務説明会)	補装具費支給制度	9月1日～ 10月31日 オンデマ ンド配信	身体障害係員	区役所支援課障害 福祉係職員 障害福祉課職員	15名
知的障害者 支援者研修	「強度行動障害の理 解と支援～行動問 題とその当事者・ 家族・支援者への 支援について考え る～」	11月10日	独立行政法人 国立重度知的障 害者総合施設 のぞみの園 宮下由紀子 先 生	知的障害者の支援 に携わる市職員及 び市内関係機関職 員	20名

(2) 講師派遣：関係機関等からの依頼により研修会等へ職員を派遣した。

研修名	テーマ	派遣日	派遣先	派遣職員	参加者
出前講座	成人期における知的障 害の理解と対応	11月17日	浦和区中部 圏域地域包 括支援セン タージェイ コー埼玉(会 場よりオンラ イン開催)	知的障 害係員 2名	ケアマネー ジャー32名
出前講座	成人期における知的障 害の理解と対応	2月18日	岩槻区役所	知的障 害係員 2名	岩槻区障害者生 活支援センター ささぼしの職員 21名

(2) 視察・実習等の受け入れ

①研修や実習等の受け入れ

実習内容	年度	受け入れ先・期間・人数等
更生相談所の役割と実務他	令和 6	埼玉県立大学 (8 月 19 日～8 月 29 日) 2 名
同上	令和 7	埼玉県立大学 (8 月 18 日～8 月 28 日) 2 名

②見学・視察の受け入れ

なし

(4) 身体障害者福祉法第 15 条指定医師研修会

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する指定医師に対して、身体障害者福祉についての一層の理解と協力を得るとともに、障害程度診断における評価・判定の統一性を確保するために、身体障害者手帳診断書作成の実務に即した専門研修会を開催した。埼玉県、川越市、越谷市、川口市、当市による共催である。

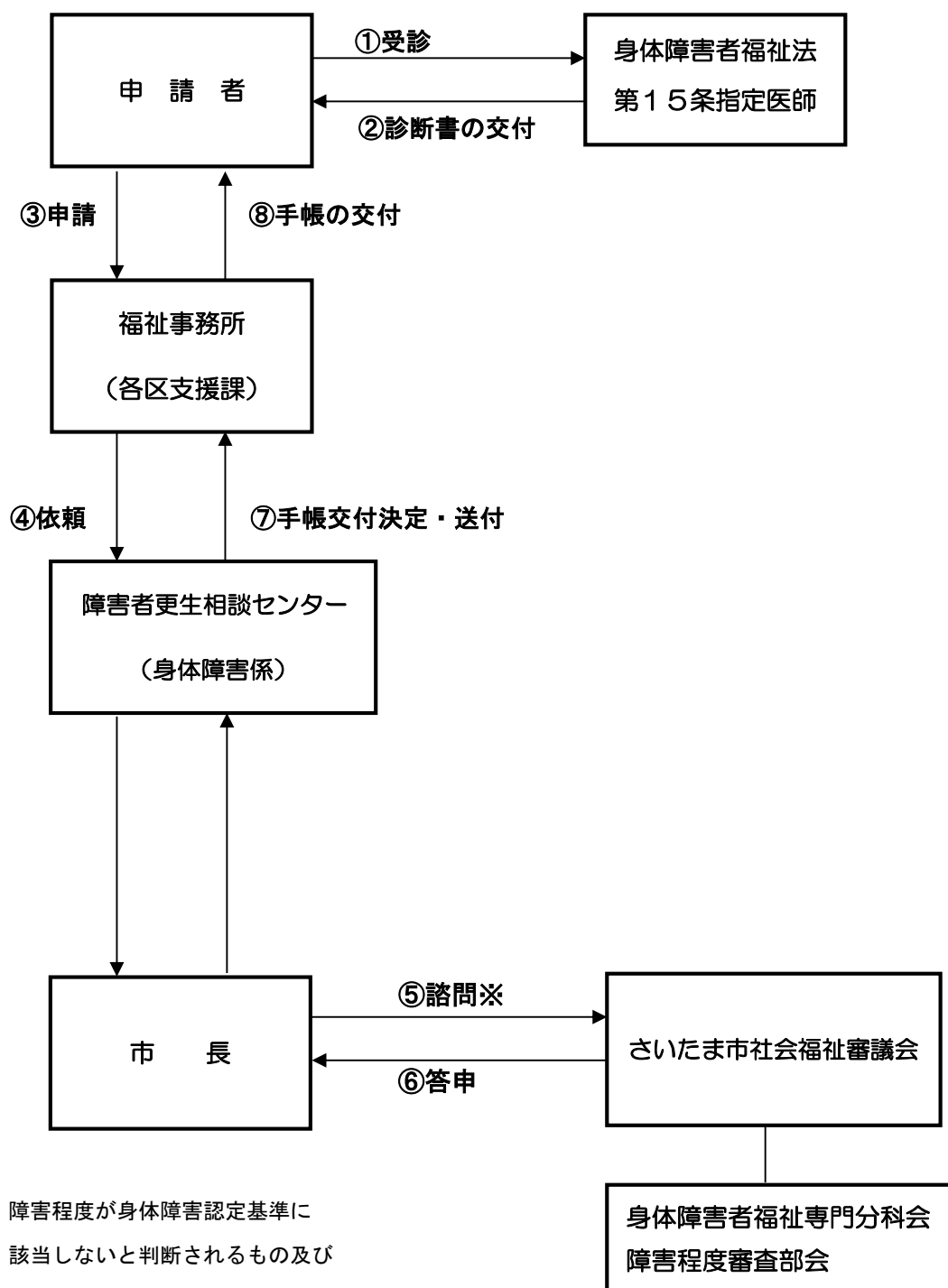
開催日 令和 8 年 1 月 18 日（日）、1 月 25 日（日）

会 場 浦和コミュニティセンター、与野本町コミュニティセンター

内 容 視覚障害、聴覚障害（音声・言語障害、平衡機能障害、そしゃく機能障害含む）、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害、肝臓機能障害

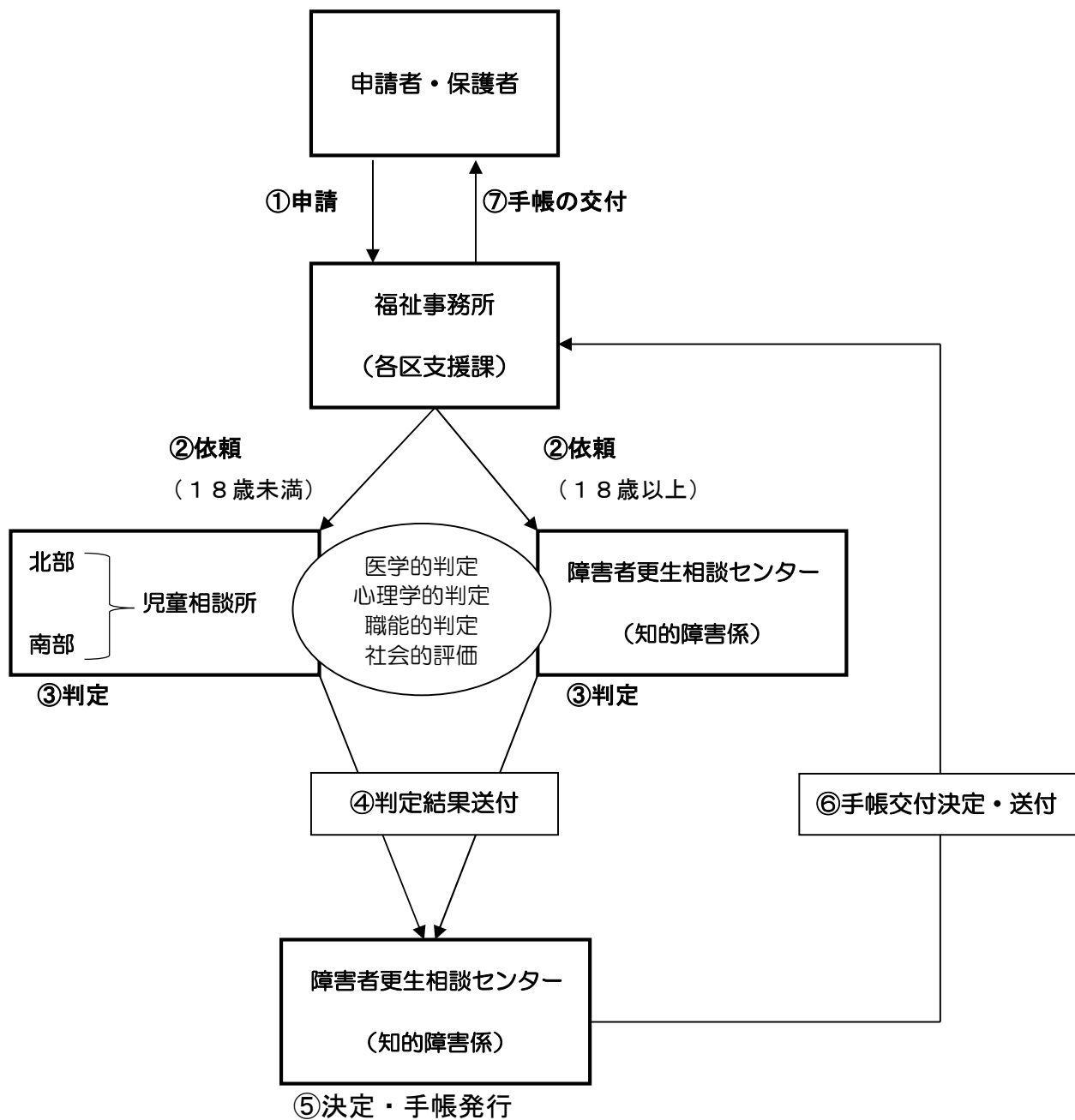
9 手帳認定

＜身体障害者手帳認定業務＞



※ 障害程度が身体障害認定基準に
該当しないと判断されるもの及び
認定が困難なものについては、
社会福祉審議会に諮問のうえ決定。

<療育手帳判定業務>



第3 相談・判定等取扱い状況（身体障害・知的障害）

1 身体障害者更生相談件数

(1) 身体障害者更生相談件数（内容別）

（実件数）

適合判定件数

区分	年度	自立支援医療 (更生医療)	補装具	その他	計
所内	6年度	0	132	0	132
	7年度	0	142	0	142
書類	6年度	371	313	0	684
	7年度	336	397	0	733
巡回	6年度		0	0	0
	7年度		0	0	0
計	6年度	371	445	0	816
	7年度	336	539	0	875

令和7年度	126件
-------	------

(2) 身体障害者更生相談件数 補装具

（実件数）

区分	年度	視覚	聴覚	音声・ 言語・ そしゃく	肢体	心臓	呼吸器	難病	計
所内	6年度	0	4	0	128	0	0	0	132
	7年度	0	1	0	141	0	0	0	142
書類	6年度	0	249	0	56	0	0	8	313
	7年度	0	302	0	86	0	0	9	397
巡回	6年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	7年度	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6年度	0	253	0	184	0	0	8	445
	7年度	0	303	0	227	0	0	9	539

(3) 身体障害者更生相談件数（区別）

（実件数）

	西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	他市	計
所内(補装具)	11	22	9	22	13	12	10	16	11	16	0	142
書類(補装具)	36	48	46	70	26	31	27	41	32	40	0	397
巡回(補装具)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
書類(更生医療)	27	31	19	33	28	26	37	51	30	54	0	336
計	74	101	74	125	67	69	74	108	73	110	0	875

(4) 身体障害者更生相談件数 自立支援医療（更生医療） (実件数)

区分	年度	視覚	聴覚	音声・言語 ・そしゃく	肢体	心臓	じん臓	小腸	免疫	肝臓	計
書類	6年度	0	2	8	1	1	336	0	22	1	371
	7年度	0	4	4	0	0	307	0	16	5	336

(5) 身体障害者更生相談 自立支援医療（更生医療）判定状況

（1枚の判定書で複数判定あり）

障害名	内 容	6年度	7年度
視覚障害		0	0
聴覚障害	人工内耳埋込術	2	4
音声・言語障害		0	0
そしゃく機能 障害	歯科矯正	6	4
	上下顎骨形成術	2	0
	変形外鼻手術	0	0
肢体不自由	寛骨臼回転骨切り術	1	0
	自家骨移植術	1	0
心臓機能障害	弁置換術	1	0
	心臓再同期療法	0	0
じん臓機能障害	人工透析療法	297	270
	腹膜透析療法	24	23
	腎移植術	9	10
	腎移植後の抗免疫療法	18	20
小腸機能障害		0	0
免疫機能障害		22	16
肝臓機能障害	肝臓移植後の抗免疫療法	1	5
合 計		355	352

(6) 身体障害者更生相談 補装具判定状況 (1枚の判定書で複数判定あり)

				所内	書類	巡回	合計
姿勢保持装置		車椅子機能付		15	7	0	30
		電動車椅子機能付		5	0	0	
		その他		1	2	0	
義肢	義手	殻構造	手指義手	0	0	0	31
		骨格構造	上腕義手	0	0	0	
	義足	殻構造	下腿義足	1	0	0	
			足根中足義足	2	0	0	
		骨格構造	股義足	0	0	0	
			大腿義足	3	2	0	
			膝義足	2	0	0	
			下腿義足	12	9	0	
装具	上肢装具	B. F. O		1	1	0	93
		肘装具		0	0	0	
	下肢装具	長下肢装具		4	0	0	
		膝装具		0	1	0	
		短下肢装具		48	24	0	
		足装具		6	3	0	
	靴型装具		5	0	0		
その他	補聴器	高度難聴用耳かけ型		0	242	0	306
		高度難聴用ポケット型		0	6	0	
		高度難聴用ベビー型		0	0	0	
		重度難聴用耳かけ型		0	51	0	
		重度難聴用ポケット型		0	1	0	
		耳あな型（オーダーメイド）		1	2	0	
		骨導式ポケット型		0	0	0	
		骨導式ヘッドバンドー体型		0	0	0	
		補聴援助システム		0	3	0	
	車椅子	自走用（レディメイド含む）		10	17	0	48
		介助用		5	4	0	
		ティルト機構介助用		1	1	0	
		ティルト機構自走用		0	1	0	
		リクライニング機構介助用		0	1	0	
		リクライニング機構自走用		0	0	0	
		ティルト・リクライニング機構介助用		2	6	0	

		片手駆動型	0	0	0	
	電動車椅子	簡易形切替式（自走用）	11	6	0	23
		簡易形アシスト式	0	0	0	
		標準形	4	0	0	
		電動ティルト機構標準形	2	0	0	
		電動リクライニング機構標準形	0	0	0	
	重度障害者用意思伝達装置		0	10	0	10
合計		141	400	0	541	
補装具判定で不適当としたもの						1

(7) 特例補装具審査会審査内容

No	開催月	特 例 補 装 具	結果
1	5 月	姿勢保持装置（車椅子ティルト・リクライニング機構介助用） ① フレーム補強（バックサポートパイプ） ② フレーム補強（シート） ③ フレーム補強（レッグ・フットサポート）	適
2	3 月	電動車椅子簡易形切替式ティルト・リクライニング機構介助用 ① クッション ストレータス	適

2 知的障害者更生相談件数

(1) 知的障害者更生相談 判定書交付件数

区分	年度	療育手帳	その他	計
所内	6年度	280	0	280
	7年度	149	0	149
書類	6年度	77	0	77
	7年度	86	0	86
巡回	6年度	4	0	4
	7年度	2	0	2
計	6年度	361	0	361
	7年度	237	0	237

※訪問判定については巡回に計上しています。
また、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（令和2年3月から令和3年2月までに再判定時期が到来する方について再判定時期を1年延期したもの）の影響により、令和7年度は所内判定の件数が少なくなっています。

(2) 知的障害者更生相談件数（相談内容別） ※内容重複あり

区分	年度	施設	職親・委託	職業	医療・保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
所内	6	0	0	0	0	0	0	280	0	280
	7	0	0	0	0	0	0	149	0	149
書類	6	0	0	0	0	0	0	77	0	77
	7	0	0	0	0	0	0	86	0	86
巡回	6	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	7	0	0	0	0	0	0	2	0	2
計	6	0	0	0	0	0	0	361	0	361
	7	0	0	0	0	0	0	237	0	237

(3) 知的障害者更生相談件数（判定内容別）

区分	年度	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
所内	6	55	280	0	0	335
	7	45	149	0	0	194
書類	6	0	0	0	77	77
	7	0	0	0	86	86
巡回	6	1	4	0	0	5
	7	0	2	0	0	2
計	6	56	284	0	77	417
	7	45	151	0	86	282

(4) 療育手帳判定件数（程度別）

区分		年度	㊦	A	B	C	非該当	計
所内	新規	6	1	6	23	22	2	54
		7	2	6	22	15	0	45
	再判定	6	33	43	80	69	1	226
		7	15	22	36	31	0	104
	小計	6	34	49	103	91	3	280
		7	17	28	58	46	0	149
書類	新規	6	4	6	17	48	0	75
		7	3	3	45	32	0	83
	再判定	6	0	1	0	1	0	2
		7	3	0	0	0	0	3
	小計	6	4	7	17	49	0	77
		7	6	3	45	32	0	86
巡回	新規	6	0	0	0	0	0	0
		7	0	0	0	0	0	0
	再判定	6	4	0	0	0	0	4
		7	1	1	0	0	0	2
	小計	6	4	0	0	0	0	4
		7	1	1	0	0	0	2
計		6	42	56	120	140	3	361
		7	24	32	103	78	0	237

(5) 療育手帳判定件数（区別）

区別		西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	計
所内	新規	2	3	6	7	1	2	8	2	6	8	45
	再判定	7	14	5	14	4	5	6	21	13	15	104
	小計	9	17	11	21	5	7	14	23	19	23	149
書類	新規	5	6	6	17	5	11	9	9	8	7	83
	再判定	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	3
	小計	5	6	6	17	6	11	10	10	8	7	86
巡回	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	再判定	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	小計	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
計		14	24	17	39	11	18	24	33	27	30	237

3 手帳交付件数

(1) 身体障害者手帳所持者数

令和8年4月1日現在

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計 (人)
視覚	18 歳未満	13	3	1	3	3	0	23
	18 歳以上	691	868	120	196	407	86	2,368
聴覚・平衡機能	18 歳未満	5	78	12	12	0	31	138
	18 歳以上	131	585	339	1,005	15	1,028	3,103
音声・言語・そしゃく	18 歳未満	0	0	1	0	－	－	1
	18 歳以上	36	24	275	146	－	－	481
肢体不自由	18 歳未満	281	95	81	34	20	9	520
	18 歳以上	2,881	2,841	2,748	3,475	1,007	599	13,551
内部	18 歳未満	89	1	45	23	－	－	158
	18 歳以上	7,195	196	1,389	2,814	－	－	11,594
小計	18 歳未満	388	177	140	72	23	40	840
	18 歳以上	10,934	4,514	4,871	7,636	1,429	1,713	31,097
計 (人)		11,322	4,691	5,011	7,708	1,452	1,753	31,937

(2) 療育手帳所持者数

令和8年4月1日現在

区分	㊦	A	B	C	計(人)
18 歳未満	482	636	657	1,588	3,363
18 歳以上	1,509	1,459	2,063	1,971	7,002
計(人)	1,991	2,095	2,720	3,559	10,365

第4 高次脳機能障害者に関する事業及び相談件数

1 高次脳機能障害者支援係（高次脳機能障害者支援センター）の事業内容

(1) 相談支援事業

高次脳機能障害者（児）や家族、関係機関からの相談（9:00～16:00）を受け、困りごと・心配ごとの軽減や目標に向けた相談支援を行っている。

(2) 支援者向け研修会の開催事業

市職員や関係支援機関の職員等を対象とした研修会を開催している。

(3) グループ活動事業等

当事者グループ活動や家族教室を開催している。

(4) 当事者会・家族会の活動支援事業

当事者・家族が主となって開催する相談会や定例会に職員が参加し、活動支援を行っている。

(5) 普及啓発事業

ポスターやパンフレット等を作成し、医療機関等の関係機関へ配布している。また、市民等を対象とした理解促進セミナーの開催やホームページ等による情報発信を行っている。

(6) スーパービジョン事業

専門医を講師に招き、困難事例の検討等を行っている。

(7) ネットワーク作り事業

医療機関等の関係機関や埼玉県高次脳機能障害者支援センター等の職員の参加を募り、座談会を行っている。

(8) 情報収集・分析・統計事業

高次脳機能障害者の医療・福祉に関する情報を各関係機関より収集・分析等を行っている。また、他の自治体の情報等についても同様に行っている。

(9) その他

高次脳機能障害者の相談支援では、相談内容を係内にて情報共有するとともに、対応等を検討するためにケースカンファレンスを行っている。

2 研修会の開催等

(1) 専門研修：関係機関職員等を対象に研修会を開催した。

研修名	テーマ	開催日	講師	対象者	参加者
新任職員 研修	高次脳機能障害の理解 ※知的障害研修と同日開催	5月22日	高次脳機能障害者 支援係職員	各区支援課、 各区障害者生 活支援センタ ー等	28名
高次脳 機能障害 支援者 研修	リハビリテーション科医 が考える高次脳機能障害 者支援	1月24日	埼玉医科大学総合 医療センター 医学部 教授 大林 茂 氏	障害福祉、医 療、介護保険 等の支援従事 者	45名
	第1部 子どもの高次脳機能障害 への理解と対応 第2部 家族の体験談	2月2日 ～ 2月28日 ※YouTubeに よるオンデ マンド配信	第1部 埼玉県高次脳機能 障害者支援センタ ー職員 第2部 ハイリハキッズ 埼玉代表、会員	障害福祉、医 療、教育等の 支援従事者、 教員	32名

(2) 講師派遣：関係機関等からの依頼により研修会等へ職員を派遣した。

研修名	テーマ	派遣日	派遣先	派遣職員
さいたまマック事例検討会	事例検討	①11月11日 ②1月13日 ③3月10日	さいたまマック (アルコール依存症 リハビリテーション センター)	係職員1名

3 普及啓発

(1) 高次脳機能障害の理解促進を目的としたセミナー

研修名	テーマ	開催日	講師	対象者	参加者
高次脳機能障害理解促進セミナー	高次脳機能障害の夫と生きる～これまでとこれから～	2月28日	柴本 礼 氏	市内在住、 在勤、在学 の方	54名

(2) 高次脳機能障害についての理解を目的としたリーフレット等の作成配布

パンフレット等の名称	内容
子どもの高次脳機能障害リーフレット	高次脳機能障害の説明や症状などを子ども向けにまとめたもの、3,000部作成、7,000部増刷
高次脳機能障害普及啓発ティッシュ	高次脳機能障害の相談窓口や症状を掲載したポケットティッシュを200セット配布
高次脳機能障害者支援センターリーフレット	高次脳機能障害者支援センターの案内、15,000部増刷

(3) 「NPO 法人ぷるすあるは」との共催で、「いろんなきもち、だいじょうぶ。」というメッセージとともに、絵画と高次脳機能障害をはじめとする障害やメンタルヘルスに関する情報を展示した。

イベントの名称	展示内容	来場者
いろんなきもち だいじょうぶ。 ～ぷるすあるは絵画展＆高次脳機能障害って？～	・ぷるすあるは絵画展 ・高次脳機能障害って？ ・高次脳機能障害クイズ ・セルフケアや相談窓口に関する情報提供	来場者 3,037人 クイズ参加者 1,286人

開催期間：令和7年8月21日（木）～31日（日） 会場：大宮図書館 1階展示スペース

4 グループ活動

(1) 高次脳機能障害当事者を対象としたグループ活動

グループ名	実施期間	対象者	参加者数
はじめの一步	前期（5月から8月）8回 後期（11月から2月）8回	市内在住、在勤、在学の方	延べ50名
ことのは	奇数月第2土曜日午前	市内在住、在勤、在学の方 概ね20代～30代の方	延べ38名
ミドルの会	奇数月第2土曜日午後	市内在住、在勤、在学の方 概ね45歳～64歳の方	延べ22名

(2) 高次脳機能障害当事者の家族を対象としたグループ活動

グループ名	実施期間	対象者	参加者数
子どもの高次脳機能障害 家族セミナー	12月16日	県内在住、在勤、在学の高次脳機能障害のある方の家族（埼玉県と共催）	9名

5 高次脳機能障害に関する相談件数

(1) 全体

相談者（延べ件数）

本人	454
家族	183
関係機関	520
その他	4
計	1,161

相談内容（重複回答あり）（件数）

福祉サービスの利用	473
障害や病状の理解	235
就労	237
健康・医療・診断	308
不安や情緒	123
生活技術	22
家族・対人関係	57
社会参加・余暇	46
家計・経済	79
保育・教育	22
リハビリテーション	15
権利擁護	1
その他	51
計	1,669

(2) 当事者・家族会（延べ件数）

当事者・家族会支援	8
-----------	---



令和 8 年度事業概要
(令和 7 年度実績報告)

さいたま市障害者更生相談センター